

令和3年度第1回 東御市伝統的建造物群保存地区保存審議会
会議録

日時 令和3年8月2日(月)

午前9時55分～午前11時15分

場所 海野宿ふれあいセンター 2階

○主催者(事務局): 教育委員会事務局教育部教育課文化財係

○出席者

委員: 宮下知茂会長、関照司副会長、所繁未委員、市川隆委員、茂木裕之委員、
関理委員、橋本俊彦委員

事務局: 教育次長 坂口光枝、教育課長 山邊修、文化財係主幹 山内智晴、
文化財係主査 小林美和、文化財専門員 堀田雄二

○欠席者

委員: 滝澤篤委員

○討議内容及び経過

なお、個人情報に係る部分につきましては、公表を控えさせていただきます。

1 開会

2 あいさつ

宮下知茂会長

3 報告案件

(1) 令和3年度国庫補助事業の進捗状況について

説明要旨

今年度の修理対象物件は7棟。国庫補助金の交付決定が4月1日付けで下りており、
修理を進めている。すでに修理が完了している物件が1棟あり、残りの物件についても
順次修理を進めていく。

質疑・意見

委員 年度内には終わるのか。

事務局 今年度の事業については、年度中に終わる予定である。

(2) 現状変更行為の許可状況について

説明要旨

今年度今日までに9件の現状変更行為について許可をした。

質疑・意見

会長 自営工事で実施する修理に対して、保存会はどのように対応しているか。

委員 修理について、どのような考えかを聞いている。

会長 保存会は相談を受け工事内容をよく聞くようにしてほしい。市に相談があった場合は、保存会と連携を取るようにしてほしい。

(3) その他

- ・事務局 令和2年第1回審議会で特定物件への追加の相談があった件は、〇〇氏から追加を希望しないとの申し入れがあった。
- ・事務局 〇〇氏から土蔵を特定物件に追加したいとの相談があった。建造物台帳上で建築年代は不明であるが、特定物件に追加する条件を満たしていると思われる。今後詳細な調査を行い、条件を満たしていることが確認された場合は、審議会に諮問したい。
- ・事務局 特定物件以外の建造物の修景基準について、現状変更行為許可申請等の提出前に相談があるが、自営工事で修理等する場合に工事後の修理について手間がかからないと思われる基準以外の素材を使用したいと言うが、申請に対して許可は出せない。次回修理等する場合には修景基準に沿った修理をしてもらうことだが、修繕等の頻度が少ないと思われる素材の設置について、どのように対応するとよいか。

委員 計画にある修景基準どおりのものを許可する。建設当時の文化も保存する考え方である。例えば昭和初期に金属でできた塀等があったかという問題になる。

委員 計画どおりのものを許可すること。許可できなくても仕方がない。

4 審議事項

(1) 令和4年度国庫補助事業の対象物件について

説明要旨

修理の希望が多く、また1年での修理実施が難しいため、優先度の高い4件6棟を対象物件としたい。

質疑・意見

なし

会長 令和4年度国庫補助事業の対象物件は4件6棟で申請するよう進めるように。

委員 令和5年度以降の修理事業希望リストに住んでいない家があるが、対象になるのか。

会長 枳形の近くの家なので、何か役割があったと思われる。保存を希望しているこ

とはありがたい。

事務局 当初からの特定物件であるため、対象になる。

5 その他

特になし

6 閉会